

消費生活センター特集号

《問合せ先》
 西宮市市民局消費生活センター
 〒663-8035
 西宮市北口町1番1号
 ☎ 0798-69-3159
 Eメール/vo_syohisei@nishi.or.jp

高齢者の財産管理はどうしますか？ 成年後見制度について

最近、高齢者をターゲットにした悪質商法の記事が、毎日のように新聞、テレビに登場しています。とりわけ、判断能力が低下していることに乗じて、必要のないリフォーム契約を結ばせて財産をかすめとっていくという「リフォーム詐欺」は記憶に新しいところですが、こうした高齢者の、特に認知症などで判断能力が低下している方の財産を守っていくにはどうしたら良いのでしょうか。

多い高齢者の被害から守るために

民法では、こうした方々を保護するために、本人の判断能力の程度に応じて、「成年後見」、「保佐」、「補助」という三つの制度を準備しています。裁判所に選ばれた成年後見人、保佐人、補助人が、それぞれ権限を行使して、本人の財産を守っていくのです。

保護するための三つの制度概要

ご自分の親族が認知症な



今日も健康で楽しくプレーを

どで判断能力が低下するな
 どして財産の管理が困難にな
 った場合、本人や四親等
 内の親族であれば、成年後
 見人、保佐人、補助人の選
 任を家庭裁判所に申立てる
 ことができます。万一、そ
 うした親族等がない場合
 でも、市町村長が、申立て
 をすることも可能です。

成年後見人、保佐人、補
 助人は、近親者なること
 もありますが、利害が錯綜
 していたり、難しい法律問
 題を処理する必要がある場
 合などには、弁護士、司法
 書士等の専門家が就任する
 ことが多いです。

それではこれら三つの制
 度の概要を説明しましょう。
 ● 成年後見
 ご本人の認知症がかなり
 進行し、常に判断能力が失
 われた状態にある場合には
 成年後見制度の対象となり
 ます。

成年後見人には、代理権
 (ご本人に代わって契約を
 締結する権限)取消権(ご本
 人が締結した契約を遡って
 撤回する権限)があります。
 成年後見人の選任を家庭
 裁判所に申立てると、ご本
 人の精神鑑定が行なわれま
 す。したがって、申立てを
 する際には、裁判所に對し、
 鑑定費用を納めなければな
 りません。鑑定費用は、通
 常5万円から10万円くらい
 と言われています。

● 保佐
 ご本人の判断能力が常に
 失われた状態とまではいえ
 なくても、判断能力が著し
 く不十分な場合には、保佐
 制度の対象となります。保
 佐人には、限られた範囲内
 で、同意権(ご本人がある
 契約を締結するの事前に
 承諾する権限)、取消権があ
 ります。ご本人が保佐人の
 同意なく契約を締結した場
 合、保佐人は、その契約を
 取消すことができます。ま
 た、裁判所が特に認めた場
 合には、保佐人に代理権が
 与えられます。

● 補助
 ご本人の判断能力が著し
 くとまではいかないまでも
 不十分である場合には、補
 助制度の対象となります。
 補助人には、家庭裁判所
 が特に認めた限定的な範囲
 で、代理権、同意権、取消
 権が与えられます。この場
 合、成年後見制度、保佐制
 度と異なり、ご本人の精神
 鑑定は不要です。

これら家庭裁判所により
 選任された者がご本人の判
 断能力を補充することによ
 り、裁判所が特に認めた場
 合には、保佐人に代理権が
 与えられます。

地上デジタルテレビ放送 切り替えに伴う悪質商法にご注意!

相談事例

テレビ電波障害点検とい
 って業者が来訪。地上デジ
 タル放送になるのでチュー
 ナーの取り付けが必要とい
 われ契約したが解約したい。

現在の地上アナログ放送
 (一般のテレビ放送)は、
 2011年7月24日に終了
 し、代わって地上デジタル
 放送が始まるのは事実です
 が、それまでの間、アナロ
 グ放送とデジタル放送は、
 並行して放送されることにな
 ります。現在使用中のテレ
 ビは2011年7月まで
 そのままでも使用できます。
 今回のケースは、勧誘時に
 販売目的を隠して契約させ
 るなど、地上デジタル放送

への移行に便乗した悪質商
 法と思われる。相談窓口
 は事業者には、「販売目的隠
 匿」や「契約書にクーリン
 グ・オフできる旨の記載が
 ない」点が特定商取引法に
 違反するのではないかと指
 摘し、クーリング・オフに
 よる無条件解約で終了しま
 した。

今後も、地上デジタル放
 送移行への切替えを利用し
 た悪質商法が懸念されます。
 「テレビが見られなくな
 る」といったトークや、アン
 テナの撤去や点検を口実に
 した訪問販売に引っかけら
 ないよう正しい知識を身に
 つけて被害を防ぎましょう。

アンテナについて
 デジタル放送を受信する
 ためには、UHFアンテナ
 が必要です。現在、UHF
 アンテナを設置している場
 合は、通常はそのまま使用
 可能です。VHFアンテナ
 を使用している場合は、新
 規にUHFアンテナが必要
 となります。アンテナ工事

デジタル放送になるから
 とケーブルテレビへの加入
 を勧められることがあるよ
 うです。ケーブルテレビに
 加入しないと地上デジタル
 放送を見られないわけでは
 ありません。加入契約に際
 しては、本当に必要なもの
 か、慎重に考えましょう。

デジタル放送になるから
 とケーブルテレビへの加入
 を勧められることがあるよ
 うです。ケーブルテレビに
 加入しないと地上デジタル
 放送を見られないわけでは
 ありません。加入契約に際
 しては、本当に必要なもの
 か、慎重に考えましょう。

あなたは大丈夫ですか！ 高齢者世帯に多い 悪質商法トラブル

近年、少子化・核家族化の影響で一人暮らしの方や
 高齢者だけの世帯が増えています。このような家庭が
 悪質業者に狙われやすく、お年寄りの消費者被害は毎
 年増加し続けています。「せっかく説明してくれたので」「長時間話し相手になってくれたから」と思わせる
 ことも販売員のねらいです。加齢とともに体力や気
 力も衰え、執拗な勧誘に断りきれずに、根負けして購
 入契約をしてしまったことはありませんか。



～心のすき間につけこむ悪質業者にご用心～

- だまされないための心得**
1. 口先のやさしい言葉にご用心！うまい話にはワナがある。
 2. 見知らぬ人の親しげな接近・訪問に要注意！身なりや態度にまどわされない。
 3. 預貯金などのプライバシーはあかさない！契約は慎重に。
 4. 「結構です。いいです」あいまいな言葉は使わない！必要がなければキッパリ断る。
 5. 一人で決めずに家族や身近なひとに、消費生活センターへすぐに相談を。

～悪質商法に関する相談、クーリング・オフや契約
 についてのお問い合わせは消費生活センターへ～

つて、ご本人の財産が不当
 に流出することを防ぐこと
 が可能になります。また、
 家庭裁判所による選任が行
 なれる前のご本人の行為
 についても、無効や取消権
 の主張を行なうことによつ
 て被害回復を図ることがで
 きる場合もあります。

消費生活センターにご相談を

消費生活センターでは、商品の品質やサー
 ビスの内容、悪質商法などでお困りの消費者
 が、主体的にトラブルを解決できるよう、専
 門の相談員が情報の提供やアドバイスを行っ
 ています。

【実施日
 及び時間】
 月曜～金曜(祝祭
 日を除く)午前9
 時～午後4時30分
 (正午から午後1
 時を除く)
 電話0798・
 64・0999

